

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年10月7日

独立行政法人日本芸術文化振興会
国立能楽堂長 中尾 健一

1. 調達概要

- (1) 件 名 令和9・10年度国立能楽堂主催公演宣伝用印刷物の製造
- (2) 納入場所 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号(国立能楽堂構内)
- (3) 概 要 本件は、令和9～10年度に納品される独立行政法人日本芸術文化振興会国立能楽堂主催公演のチラシ及びポスター(令和9年7月公演～令和11年6月公演)の製造(レイアウト、印刷及び納品等)業務である。
- (4) 納入期限 仕様書の指定による

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争(指名競争)参加資格において、令和8年度の「物品の製造」における営業品目「その他印刷類」で「A」、「B」又は「C」等級の認定を受けている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。)。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から競争執行の時までの期間に、独立行政法人日本芸術文化振興会、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(入札説明書参照)。
- (6) 同一の劇場施設で主催される演劇等公演関係の広告宣伝印刷物(チラシ及びポスター)を、令和4年4月以降の連続した12か月の間に3件以上製造した実績(ただし、元請として完成・引渡し完了したものに限る。)を有すること。ただし、1公演につき、チラシをA4以上のサイズで4,000枚以上、及びポスターをB2以上のサイズで10枚以上製造した場合に1件の実績とすることとする。
- (7) 分任契約担当役が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

3. 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立能楽堂事業推進課事業推進係 佐藤

電話番号 050-1741-3937 (直通)

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書は、令和8年10月7日(水)から独立行政法人日本芸術文化振興会HP(トップページ>調達情報>入札情報一覧)又は上記(1)にて交付する。入札説明書の交付は無料とする。

(3) 見本の交付期間及び方法

令和8年10月7日(水)から上記(1)にて交付する。

見本の交付は無料とする。

(4) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和8年10月7日(水)から令和8年10月29日(木)午後5時まで

上記(1)に持参又は郵送(提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。

※(1)～(4)の受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。

(5) 競争執行の日時及び場所

令和8年11月6日(金)午後2時

東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立能楽堂1階 第2会議室

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第16条第1項各号に掲げる入札並びに郵便による入札、電子メールによる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(4) 誓約書の遵守 上記2.(7)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の入札を無効とし、落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(5) 落札者の決定方法 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.(4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、競争執行時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(独立行政法人日本芸術文化振興会HPトップページ>調達情報)を参照の上、その内容について同意了承すること。

(参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>)

(10) 詳細は入札説明書による。